

都市計画施設等の区域内における建築制限

都市計画道路や都市計画公園などを「都市計画施設」と呼びますが、それらの予定区域や市街地再開発事業の施行区域内に建築する場合には、許可を受けなければなりません。その場合、次に掲げる要件に該当するもので、容易に移転し、もしくは除却ができるものである必要があります。（都市計画法第53条、第54条）

	都市計画道路	都市計画公園・緑地
階 数		3階以下
高 さ		10m以下
地 階		有しないこと
主 要 構 造 部	木造、鉄骨造、コンクリートブロック造、その他これらに類する構造	
都市計画施設の内外にわたり 存することになる 場 合		将来において、都市計画施設区域内に存する部分を分離できるよう 設計上の配慮をすること
そ の 他	市街地開発事業等の支障とならないこと	
	容易に移転し、又は除却することができるものであると認められること	